保安機関認定等の手続き

○　保安機関の認定申請について

○　保安業務規程の認可について

# 保安機関認定申請について

## １．

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 必　　　　要　　　　書　　　　類 | 書類の単位 | | 法人の  み必要 | 個人の  み必要 |
| 事業者 | 事業所 |
| ① 保安機関認定更新申請書……（様式１４） | ○ |  |  |  |
| ② 保安業務計画書…………（様式１３） |  | ○ |  |  |
| ③ 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応を行う保安機関のみ） |  | ○ |  |  |
| ④ 液化石油ガスにより支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面（保険に加入していることを証する書面、付保証明書[協会に依頼]、保険契約書、約款、領収書等） | ○ |  |  |  |
| ⑤ 法人である場合は、その役員又は第３３条に定める構成員の構成を説明した書面（役員名簿、社員名簿、組合員名簿、大口の株主リスト等で役員又は構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが分かるもの。） | ○ |  | ○ |  |
| ⑥ 保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面（会社概要書等） | ○ |  |  |  |
| ⑦ 定款 | ○ |  | ○ |  |
| ⑧ 登記簿の抄本 | ○ |  | ○ |  |
| ⑨ 誓約書 | ○ |  |  | ○ |
| ⑩ 役員の誓約書および公正な遂行に支障を及ぼすおそれのないことの申立書 | ○ |  | ○ |  |
| ⑪ 事業所の位置図 |  | ○ |  |  |
| ⑫ 保安業務に係る技術的能力の算定 |  | ○ |  |  |
| ⑬　保安業務資格者名簿および在籍証明書（二販・設備士・丙化免状等の写しを添付。講習履歴含む） |  | ○ |  |  |
| ⑭　保安業務資格者を証する書面（保安業務員・業務主任者代理者・調査員の資格の方は⑬の代わりに必要。 |  | ○ |  |  |
| ⑮　保安業務用機器の専有証明書機器の写真を添付（複数あるものについては数がわかるように）。緊急工具等は中身が確認できるような状態で。緊急車両については警戒標識、消火器、ｲｴﾛｰｶｰﾄﾞ、ロープ等がわかる写真を添付 |  | ○ |  |  |

　（備考）　書類の単位の事業所とは、事業所ごとに必要な書類である。

## 2.　提出先

滋賀県知事公室防災危機管理局[滋賀県内のみに設置される販売所（取得するすべての保安

業務区分において）の一般消費者等への保安業務の認定を取得する場合。]

## 3.　提出部数２部（ただし、内１部については受付後お返しするのですべて写しでも可。）

## 4.　手数料

滋賀県収入証紙で納付する金額（申請1件につき）［単位：円］

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保安業務区分の数 | 手数料額 | 保安業務区分の数 | 手数料額 |
| 1 | 40,900 | 5 | 68,500 |
| 2 | 47,800 | 6 | 75,400 |
| 3 | 54,700 | 7 | 82,300 |
| 4 | 61,600 |  |  |

## 5.　提出時期

認定を受けようとするとき

# 保安業務規程の認可について

## 1.　添付書類

①　保安業務規程認可申請書

②　保安業務規程

## 2.　提出先

滋賀県知事公室防災危機管理局（滋賀県で認定をした事業者）

## 3.　提出部数

2部（ただし、内1部については受付後お返しするのですべて写しでも可。）

## 4.　手数料

不要

## 5.　提出時期

保安機関として認定を受け業務を開始するまでに保安業務規程の認可を受ける。（保安機関の認定申請と同時でも可）

様式第１２（第３０条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| × |  |
| × |  |
| ×受理年月日 | 年　　月　　日 |
| × |  |

**保安機関認定申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

滋賀県知事　　様

　　　氏名又は名称

　　　代表者の氏名

　　　住　　　　所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第２９条第２項の規定により同条第１項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１．保安業務に係る事業所の名称及び所在地

２．認定を受けようとする保安業務区分

３．保安業務区分ごとの一般消費者等の数

４．当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県

（備考） 1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　×印の項は記載しないこと。

様式第１３（第３０条関係）

# **保　安　業　務　計　画　書**

# 名称（事業所名）　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保　　安　　業　　務　　区　　分 | | 供給開始時  点検･調査 | 容器交換時等供給設備点検 | 定期供給設備  　　　　点検 | 定期消費設備  　　　　調査 | 周　　知 |  |  |
| 一　般　消　費　者　等　の　数 | |  |  |  |  |  |  |  |
| 保　安　業　務　資　格　者　数 | | 液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者　　　人　　　　製造保安責任者　　　人　　　　　その他　　　人 | | | | | | |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |
| 保安業務資格者及び調査員以外の者であつて保安業務に従事する者 | |  |  |  |  |  |  |  |
| 年間実動日数又は平均月間実働日数 | |  | 日/月 | 日/年 | 日/年 | 日/年 |  |  |
| 保安業務用機器 | 自　記　圧　力　計 | 個 | | | | | | |
| マ　ノ　メ　ー　タ | 個 | | | | | | |
| ガ ス 検 知 器 | 個 | | | | | | |
| 漏 洩 検 知 液 | 個 | | | | | | |
| 緊 急 工 具 箱 | 個 | | | | | | |
| 一　酸　化　炭　素　測　定　器 | 個 | | | | | | |
| ボ　ー　リ　ン　グ　バ　ー | 個 | | | | | | |
|  |  | | | | | | |
|  |  | | | | | | |
| 緊急時対応を行う場合にあつてはその方法 | | 出動手段とその保有状況　　　　緊急時連絡受信方法　　　　　　　　　　　　　集中監視システム導入の有無  　　車　　　　台　　　　　　　　固定電話　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有　　　　無 | | | | | | |

（備考）　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　事業所ごとに記載すること。

名称（事業所名）

**緊急時対応の方法**

（保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第１条第３号）

出動手段とその保有状況

　　　　　　　出動手段　　　　　　　　 その保有状況（台数と車のナンバー）

（緊急車両については警戒標識・消火器・イエローカード

・緊急工具箱が確認できるように前後の写真が必要）

連絡受信方法

受信方法 （有線通信のみ）

受信場所

　　　　　　　　　受信場所が事業所以外である場合その地図（事業所まで１０分以内であること）

|  |
| --- |
| （地図を貼り付けること） |

集中監視システム導入の有無（○で囲む）　　 有　　・　　無

出動した場合の保安業務資格者の補充方法（保安業務が滞らないこと）

保安業務資格者のうち１名が受信場所にて待機している。

名称（事業所名）

**事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者の範囲を示した図面**

半径２０キロメートル

|  |
| --- |
|  |

一般消費者（遠い消費者）の位置を“●”黒丸で５～６箇所記入

　　　　　　　　　　　　　名称（事業者名）

**保安機関の損害賠償措置**

（規則第３１条、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第３条）

保険業者名

　　　　　　　　（保険業法、外国保険事業者に関する法律に基づく者であること）

保険金の限度額

人的被害 1人当たり 　　　億円 （1億円以上）

1事故合計 　　　億円 （8億円以上）

物的被害 1事故合計 　　　億円 （8億円以上）

法令違反が原因の事故についての補償の免責

ない　・　ある （免責のないこと）

保険期間中の保険金支払額の制限

ない　・　ある （制限のないこと）

見舞金の額

1事故　　　　　　　　　　　　　１００万円 （限度額100万円）

人的被害 1人当たり 　　　５０万円 （最高50万円）

物的被害 1事故当たり 　　　１０万円 （最高10万円）

免責金額

　　　　　　　　円 （5千円以下）

備考 上記の事項が分かる保険に加入していることを証する書面、付保証明書、保険契約書、約款、領収書等を添付のこと。付保証明書は協会に依頼

名称（事業者名）

**構成員名簿**

１．構成員の構成（規則第33条）［該当する組織の区分に○をしてください。］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 組　　　織　　　形　　　態 | 構　　成　　員 |
|  | 社団法人 | 社員 |
|  | 合名会社・合資会社・有限会社 | 社員 |
|  | 株式会社 | 株主 |
|  | 事業協同組合・事業協同小組合・企業組合・農業協同組合 | 組合員 |
|  | 協同組合連合会・農業協同組合連合会 | 直接または間接にこれらを構成する者 |
|  | その他の法人 |  |

# ２．構成員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 構成員の氏名  または名称 | 住　　　　　　　　　　所 | ※1の該当の有無 | 備　　　考 |
|  |  | 有　・　無 |  |
|  |  | 有　・　無 |  |  |
|  |  | 有　・　無 |  |  | |
|  |  | 有　・　無 |  |  |
|  |  | 有　・　無 |  |
|  |  | 有　・　無 |  |
|  |  | 有　・　無 |  |
|  |  | 有　・　無 |  |
|  |  | 有　・　無 |  |
|  |  | 有　・　無 |  |
|  |  | 有　・　無 |  |
|  |  | 有　・　無 |  |

|  |
| --- |
| ※1 　公正な遂行に支障を及ぼすおそれとして次に掲げる①～③の者が該当します。  ① 　液化石油ガス供給機器または消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者ならびにその役職員  ② 　液化石油ガス供給機器または消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者ならびにその役職員  ③ 　液化石油ガス設備工事の事業を主たる事業として行っている者またはその役職員  ※2 　備考の欄には、株式会社にあっては保有株の比率を割合で記入してください。なお、保有する株が3%以上の者をすべて列挙してください。 |

**保安業務以外の業務の種類および概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の種類 | 内　　　　　　　　　　　　　　　容 |
| ＬＰガスに関する業務 | 1. 一般消費者等ＬＰガス販売 2. 工業用ＬＰガス販売 3. ＬＰガス充填 4. ＬＰガス製造 5. ＬＰガス配送 6. ＬＰガス器具販売 7. ＬＰガス配管設備工事 8. その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| その他の業務 | 内　　　　　　　　　　　　　　　容 |
|  |  |

（備考）１．ＬＰガスに関する業務については、実施している業務内容の番号に『○』を付すこと｡

　　　　２．法人にあっては､定款記載の業務のうち現に行っている業務を記載すること。

**誓約書（法人用）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　月　　　日

滋賀県知事　　様

　　氏名又は名称

　　代表者の氏名

住　　　　所

下記の者は、当社役員であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３０条

各号の欠格事由に該当しないことを誓約します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　名 | 職　　　　　名 | | 現　　　　　住　　　　　所 | |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |

|  |
| --- |
| 欠格条項（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３０条） |
| 1　この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者  2 　第３５条の３の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者  3 　成年被後見人  4 　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの |

**誓約書（個人用）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

滋賀県知事　　様

　　氏名又は名称

　　代表者の氏名

住　　　　所

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３０条号の欠格事由に該当しな

いことを誓約します。

|  |
| --- |
| 欠格条項（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３０条） |
| 1 　この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者  2 　第３５条の３の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者  3 　成年被後見人  4 　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの |

役員の誓約書および公正な遂行に支障を及ぼすおそれのないことの申立書

　　令和　　　　年　　　月　　　日

滋賀県知事　　様

氏名又は名称

代表者の氏名

住　　　　所

　下記の者は、当社役員であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３０条各号の欠格事由に該当しないことを誓約します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 職名 | 現住所 | ※2の該当の有無 |
|  |  |  | 有・無 |
|  |  |  | 有・無 |
|  |  |  | 有・無 |
|  |  |  | 有・無 |
|  |  |  | 有・無 |
|  |  |  | 有・無 |
|  |  |  | 有・無 |
|  |  |  | 有・無 |
|  |  |  | 有・無 |

|  |
| --- |
| ※1 　欠格条項（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３０条）  ① 　この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者  ② 　第３５条の３の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者  ③ 　成年被後見人  ④ 　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの |
| ※2 　公正な遂行に支障を及ぼすおそれとして次に掲げる①～③の者が該当します。  ① 　液化石油ガス供給機器または消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者ならびにその役職員  ② 　液化石油ガス供給機器または消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者ならびにその役職員  ③ 　液化石油ガス設備工事の事業を主たる事業として行っている者またはその役職員 |

**事業所の位置図**

　　　　　　　　名称（事業所名）

|  |
| --- |
|  |

（備考） １．駅等の目標物を記入し営業所の位置が明らかに分かること。

２．住宅地図等でも良い。

保安業務に係る技術的能力の算定（規則第３１条）

**１．保安業務資格者数**　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| イ　供給開始時点検・調査 | | | | |
| 行わない | 行う |  |  |  |
| ①式により計算 | (a)[　　　　　　] |  |  |
| ロ　容器交換時等供給設備点検 | | | | |
| 行わない | 行う |  |  |  |
| ②式により計算 | (b)[　　　　　　] |  |  |
| 定期供給設備点検及び定期消費設備調査をする一般消費者がある場合についての特例（供給と消費で消費者数が異なる場合、両方についてする戸数のみ特例を受け、それ以外の戸数についてはハ、ニによる） | | | | |
| ない | 補助員なしで行う | | 補助員ありで行う | |
| ⑫式により計算 | (cd)[　　　　　 ] | ⑬式により計算 | (cd)[ 　　　　　] |
| ハ　定期供給設備点検 | | | | |
| 行わない | 補助員なしで行う | | 補助員ありで行う | |
| ③式により計算 | (c)[　　　　　　] | ④式により計算 | (c)[　　　　　　] |
| ニ　定期消費設備調査 | | | | |
| 行わない | 補助員なしで行う | | 補助員ありで行う | |
| ⑤式により計算 | (d)[　　　　　　] | ⑥式により計算 | (d)[　　　　　　] |
| ホ　周知 | | | | |
| 行わない | ロ・ハ・ニのいずれかの保安業務と  周知を実施する | | 左記以外 |  |
| ⑧式により計算 | (e)[　　　　　　] | ⑦式により計算 | (e)[　　　　　　] |
| へ　緊急時対応 | | | | |
| 行わない | 行う |  |  |  |
| ⑨式により計算 | (f)[　　　　　　] |  |  |
| ト　緊急時連絡 | | | | |
| 行わない | 消費者戸数が２万戸以下の場合 | | 消費者戸数が２万戸を超える場合 | |
| ⑩式により計算 | (g)[　　　　　　] | ⑪式により計算 | (g)[　　　　　　] |
| おわり | | | | |

（ａ・ｂ・ｃｄ・ｃ・ｄ・ｅ・ｆ・ｇで計算しなかったところについては、０とする）

事業所名

**（１）保安業務資格者の数**

【(ｂ)が０未満の場合】

⒜[　　　 　]＋⒝[　　　　 ]＋(cd)[　　　　 ]＋⒞[　　　　 ]＋⒟[　　　　 ]＋⒠[　　　　 ]

＋⒡[　　　　 ]＋⒢[　　　　 ]＝[　　　　　　](小数点以下切り上げ)≒保安業務資格者数[　　　　　]

【(ｂ)が０以上の場合】

⒜[　　　 　]＋⒝[　　　　 ]＋(cd)[　　　　 ]＋⒞[　　　　 ]＋⒟[　　　　 ]＋⒠[　　　　 ]

＋⒡[　　　　 ]＋⒢[　　　　 ]＝[　　　　　　](小数点以下切り上げ)≒保安業務資格者数[　　　　　]

**（２）補助員数（補助員ありのみの合計）**

(cd)[　　　　 ]＋⒞[　　　　 ]＋⒟[　　　　 ]

＝[　　　　　　](小数点以下切り上げ)≒補助員数[　　　　　]

**（３）緊急時対応をする事業所の常駐者数**

⒡[　　　　 ](小数点以下切り上げ)≒緊急時対応の常駐者数[　　　　　]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 保安業務資格者数 | 補助委員数 | 緊急時対応の常駐者数 |
| 計算値 |  |  |  |
| 実際の数 |  |  |  |
| （内調査員数　　　　　） |

　※保安業務資格者は、少なくとも１人は第二種販売主任者免状又は液化石油ガス設備士免状の

交付を受けている者であること。

**２．保安機器算定（第２号）**　　　　　　　　　　　　　事業所名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| イ　供給開始時点検・調査 | | | | |
| 行わない | 行う |  |  |  |
| ①式により計算 | (a)[　　　　　　] |  |  |
| ロ　容器交換時等供給設備点検 | | | | |
| 行わない | 行う |  |  |  |
| ②式により計算 | (b)[　　　　　　] |  |  |
| ⒝[　　　　　　]＋調査員[　　　　　　]＝⒣[　　　　　　] | | | |
| ハ　定期供給設備点検および定期消費設備調査（特例） | | | | |
| 行わない | 補助員なしで行う | | 補助員ありで行う | |
| ⑫式により計算 | (cd)[　　　　　 ] | ⑬式により計算 | (cd)[　　　　　 ] |
| ⑤式により計算 | (d)[　　　　　　] | ⑥式により計算 | (d)[　　　　　　] |
| ハ　定期供給設備点検 | | | | |
| 行わない | 補助員なしで行う | | 補助員ありで行う | |
| ③式により計算 | (c)[　　　　　　] | ④式により計算 | (c)[　　　　　　] |
| ニ　定期消費設備調査 | | | | |
| 行わない | 補助員なしで行う | | 補助員ありで行う | |
| ⑤式により計算 | (d)[　　　　　　] | ⑥式により計算 | (d)[　　　　　　] |
| へ　緊急時対応 | | | | |
| 行わない | 行う |  |  |  |
| ⑨式により計算 | (f)[　　　　　　] |  |  |
| おわり | | | | |

（ａ・ｃ・ｄ・ｃｄ・ｆ・ｈで計算しなかったところについては、０とする）

事業所名

**（１）保安業務用機器の算定**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保安業務用機器  保安業務区分 | 自記圧力計  又はマノメータ | ガス検知器 | 漏えい検知器 |
| 供給開始時点検・調査 | ⒜[　　　　　　] | ⒜[　　　　　　] | ⒜[　　　　　　] |
| 定期供給設備点検及び  定期消費調査（特例） | (cd)[　　　　　] | (cd)[　　　　　] | (cd)[　　　　　] |
| 容器交換等供給設備点検 |  |  | ⒣[　　　　　　] |
| 定期供給設備点検 | ⒞[　　　　　　] | ⒞[　　　　　　] | ⒞[　　　　　　] |
| 定期消費設備調査 | ⒟[　　　　　　] | ⒟[　　　　　　] | ⒟[　　　　　　] |
| 緊急時対応 | ⒡[　　　　　　] | ⒡[　　　　　　] | ⒡[　　　　　　] |
| 合計 |  |  |  |
| 必要数 |  |  |  |
| 保安業務用機器  保安業務区分 | 緊急工具箱 | 一酸化炭素測定器 | ボーリングバー |
| 供給開始時点検・調査 | ⒜[　　　　　　] | ⒜[　　　　　　] | ⒜[　　　　　　] |
| 定期供給設備点検及び  定期消費調査（特例） | (cd)[　　　　　] | ⒟[　　　　　　] | (cd)[　　　　　] |
| 容器交換等供給設備点検 | ⒣[　　　　　　] |  |  |
| 定期供給設備点検 | ⒞[　　　　　　] |  | ⒞[　　　　　　] |
| 定期消費設備調査 | ⒟[　　　　　　] | ⒟[　　　　　　] | ⒟[　　　　　　] |
| 緊急時対応 | ⒡[　　　　　　] | ⒡[　　　　　　] | ⒡[　　　　　　] |
| 合計 |  |  |  |
| 必要数 |  |  |  |

※必要数は、合計した数の小数点以下を切り上げた数である

**３．保安業務に係る技術的能力の算定に係る計算式**　事業所名

注意事項：○下記の計算はすべて小数点以下第４位を四捨五入した数とする

　　　　　○消費者戸数はそれぞれ保安業務区分の戸数である

保安業務資格者の数（保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第２条）

保安業務用機器の数（保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第３条）

イ　供給開始時点検・調査

１号消費者戸数

[　　　　　]×（1/20000）＝⒜[　　　　 ]・・・・・・①

ロ　容器交換時等供給設備点検

２号消費者戸数

[　　　　　]×（1/(100×月間実働日数[　　　　 ])）―調査員数[　　　　　　]

＝⒝[　　　　　]・・・・・・②

ハ　定期供給設備点検

【補助員なし】

３号消費者戸数

[　　　　　]×（1/(30×年間実働日数[　　　　 ])）×（1/4）＝⒞[　　　　　]・・・・・・③

【補助員あり】

３号消費者戸数

[　　　　　]×（1/(30×(4/3)×年間実働日数[　　　　 ])）×（1/4）＝⒞[　　　　　] ・・④

ニ　定期消費設備調査

【補助員なし】

４号消費者戸数

[　　　　　]×（1/(25×年間実働日数[　　　　 ])）×（1/4）＝⒟[　　　　　]・・・・・・⑤

【補助員あり】

４号消費者戸数

[　　　　　]×（1/(25×(4/3)×年間実働日数[　　　　 ])）×（1/4）＝⒟[　　　　　] ・・⑥

ホ　周知

【特例なし】

５号消費者戸数

[　　　　　]×（1/20000）＝⒠[　　　　 ]・・・・・・⑦

【特例あり】

５号消費者戸数

[　　　　　]×（1/40000）＝⒠[　　　　 ]・・・・・・⑧

事業所名

へ　緊急時対応

６号消費者戸数

[　　　　　]×（1/20000）＝⒡[　　　　 ]・・・・・・⑨

ト　緊急時連絡

【消費者戸数が２万戸以下の場合】

７号消費者戸数

[　　　　　]×（1/20000）＝⒢[　　　　 ]・・・・・・⑩

【消費者戸数が２万戸を超える場合】

７号消費者戸数

１＋（[　　　　　]―20000）×（1/80000）＝⒢[　　　　 ]・・・・・・⑪

チ　定期消費設備調査

【補助員なし】

３・４号消費者戸数

[　　　　　]×（1/(20×年間実働日数[　　　　 ])）×(1/4)＝(cd)[　　　　　] ・・・・・⑫

【補助員あり】

３・４号消費者戸数

[　　　　　]×（1/(20×(4/3)×年間実働日数[　　　　 ])）×(1/4)＝(cd)[　　　　　]・・⑬

**保安業務資格者名簿および在籍証明書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　月　　　日

滋賀県知事　　様

　　氏名又は名称

　　代表者の氏名

　　住　　　　所

　下記の者は、当事業所の保安業務資格者として在籍していることを証明します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住　　　　　　　所 | 氏　　　名 | 生　年　月　日 | 資格の種類 (※) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（備考） 資格の種類の欄には、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、調査員、保安業務員、

　　　　　製造保安責任者、業務主任者代理者の資格を記載すること。また、その免状の写しを添付

　　　　　すること。

（※）販二＝第二種販売主任者 ・ 設備士＝液化石油ガス設備士 ・ 丙種化学＝製造保安責任者

**保安業務資格者の免状の写し**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称（事業所名）

|  |
| --- |
| （免状の写しを貼り付けること） |

**保安業務資格者を証する書面**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　月　　　日

滋賀県知事　　様

1.　実務経験証明書

　　証明者　　　氏名又は名称

　　　　　　　　代表者の氏名

　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　登録認定番号

　　　　　　　　登録認定年月日

　下記の者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第３５条第２項

前段の実務経験を有することを証明します。

記

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　資格の種類：　①　保安業務員　・　②　業務主任者代理者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　　　　属 | 期　　　　　　　間 | 業　　務　　内　　容 |
|  | 年　　月　　日～  　　年　　月　　日 |  |

2.　講習修了書の写し

|  |
| --- |
| （講習修了書の写しを貼り付けること） |

（備考）　１．この証明書は、保安業務員および業務主任者代理者の修了証取得者の方のみ必要です。

２．県外事業所で経験の場合には、その事業所の登録または認定書を添付のこと。

３．登録認定番号は、いずれか片方を記載すること。

**保安業務用機器の専有証明書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　月　　　日

滋賀県知事　　様

　　氏名又は名称

　　代表者の氏名

　　住　　　　所

　当事業所は、下記の保安業務用機器を専有していることを証明します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保安業務用機器名 | 型　式　等 | 製　造　者 | 製造番号および製造年 | 台　数 |
|  |  |  |  |  |
| （備考） 保安用業務機器の専有とは、いつでも使える状態をいい、所有占有を問わない。  　　　　　それぞれの機器の写真が必要、緊急工具箱は中身が確認できるような状態 | | | | |

様式第１７（第３９条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| × |  |
| × |  |
| ×受理年月日 | 年　　月　　日 |
| × |  |

**保安業務規程認可申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

滋賀県知事　　様

　　　氏名又は名称

　　　代表者の氏名

　　　住　　　　所

　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３５条第１項前段の規定により保安業務規程の認可を受けたいので、申請します。

（備考） 1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　×印の項は記載しないこと。

＜参考例＞

令和　　年　　月　　日

○○燃料

保　安　業　務　規　程

　［目　的］

1. この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下｢­法｣と­­

　　　　いう。）第３５条の規程に基づき定めるものであり、法第２７条第１項に規程する保安業務の適

　　　　確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

［事業所の所在地等］

　第２条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）

　　　第３９条第２項第１号から第４号までに規定する事項は別表（保安業務計画書）のとおりとする。

［保安業務の実施の方法］

　第３条　規則第３９条第２項第５号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は次のとおり

　　　　とする。

　（供給開始時点検・調査）

　　　１．供給開始時点検・調査は、一般消費者等からの申出により指定された日時及び場所において行

うこととする。尚、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う日の１５日前までに行わなけ

ればならず、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、協議を行い調整することと

する。

　　　２．供給開始時点検・調査は規則第３６条第１項第１号の点検及び第３７条第１号の調査を、供給

開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行い、技術上の基準に適合していないと

認められる場合には、その結果を一般消費者等に通知することとする。

　　　３．前号の場合において、消費設備の調査を行った結果技術上の基準に適合していないと認められ

る場合には、当該消費設備を所有又は占有する一般消費者等に対し別途定める様式により書面を

もって結果を通知することとし、当該通知をした場合には改善がなされ次第再調査を行うことと

する。

　　　４．供給開始時点検・調査は、保安業務資格者が行うこととする。

（容器交換時等供給設備点検）

　　　１．容器交換時等供給設備点検は、供給設備又は消費設備の充填容器等の交換時等に行うこととする。

　　　２．容器交換時等供給設備点検は、規則第３６条第１項第１号の表下欄に掲げる点検の回数が充填

容器等の交換時（充填容器等の交換が月一回以上行われる場合にあっては毎月一回以上）または

第３７条第１号の表中下欄に掲げる調査の回数が毎月（容器に充填さた液化石油ガスを一般消費

者等に引渡さない月を除く。）一回以上の事項について行い、技術上の基準に適合していないと

認められる場合には、その結果を委託者に通知することとする。

　　　３．容器交換時等供給設備点検は、保安業務資格者又は調査員が行うこととする。

　（定期供給設備点検）

　　　１．定期供給設備点検は、年間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

　　　２．定期供給設備点検は、規則第３６条第１項第１号の表中下欄に掲げる点検の回数が、供給開始時

　　　　　及び充填容器等の交換時（充填容器等の交換が月一回以上行われる場合にあっては毎月一回以上）

　　　　　であるもの以外の事項について行う。

　　　３．定期供給設備点検は、保安業務資格者が行うこととする。

４．供給設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占

有者から承諾を得られない場合は、次の事項について点検伝票に記録をし、その後の措置を決定

することとする。ただし、あらためて依頼のあった場合は点検を実施することとする｡

①法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所

②法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名

③法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日

　（定期消費設備調査）

　　　１．定期消費設備調査は、年間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

　　　２．定期消費設備調査は、規則第３７条第１号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初

の引渡し時および毎月（容器に充填された液化石油ガスを一般消費者等に引渡さない月を除く。）

一回以上であるもの以外の事項について行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合

には、その結果を一般消費者に通知することとする。

　　　３．前号の一般消費者等への通知は、別途定める様式により行うこととし、当該通知をした場合には

その通知の日から１ケ月を経過し、かつ、６ケ月を経過しない期間内に当該通知にかかる事項に

ついて再調査を行い、改善がなされていることを確認することとする。

　　　４．定期消費設備調査は、保安業務資格者又は保安業務資格者が補助員を同行させて行うこととする。

　　　５．消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立入ることにつき、その所有者又は占有

者から承諾を得られない場合は、次の事項について調査伝票に記録をし、承諾が得られるよう努

めることとし、それでも承諾が得られない場合は、当該調査の打ち切りと次回（規則第３７条第

１号の表中下欄に掲げる点検の回数）まで行わない旨を通知する。ただし、あらためて依頼のあ

った場合は調査を実施することとする｡

①法第34条ただし書の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所

②法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名

③法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日

　（周　知）

　　　１．周知は、年間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

　　　２．周知の書面は、保安業務資格者が作成することとする。

　　　３．周知は、規則第２７条の周知の内容を規則第３８条の方法を行うこととし、原則として一般消費

者等者等に書面をもって直接手交及び説明することにより行うこととする。ただし、不在その他

の理由により日を改め３回訪問しても直接手交できない場合に限り配布する。

　　　４．周知は、保安業務資格者又はその監督の下に、液化石油ガスに関する基礎知識など実務経験等を

有する者が行うこととする。

（緊急時対応）

　　　１．液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において一般消費者等から、

その事実を通知されたとき、以下の措置を行うこととする。

①電話等の通信手段により一般消費者等に対して的確な助言等を与えることとする。

②出動の際には、必要な機材を携行し可及的速やかに（又は、原則３０分以内に）現場に到着し

適確な措置（安全が確認できた場合の復旧作業等）を講ずることとする。

③出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前項②の措置を適確に行う能力を有する者が行う

こととする。

（緊急時連絡）

　　１．液化石油ガスによる災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等から、

その事実を通知されたとき、又は自ら一般消費者等の液化石油ガス設備等の異常を知った場合に、

一般消費者等に当該事項を速やかに連絡するとともに、以下のいずれかの措置を行うこととする。

　　　　①電話等の通知手段により、一般消費者等に対し的確な助言を行う。

　　　　②助言等が適切に行えない場合には保安機関からガスを遮断する。

　　２．緊急時連絡は、保安業務資格者又はその監督の下に前号の措置を適確に行う能力を有する者が行

うこと。

　［連絡の方法］

　第４条　規則第３９条第２項第６号に規定する保安業務の結果を連絡する方法は、次のとおりとする。

（供給開始時点検・調査）

　　　本保安機関は、点検・調査の終了後速やかに次の事項について、供給部門又は委託者に書面をもっ

　　て連絡することとする。

　　　　①供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所

　　　　②供給開始時点検・調査を行った者の氏名

　　　　③供給開始時点検・調査を行った年月日

　　　　④供給開始時点検・調査の結果

　　　　⑤技術上の基準に適合していないと認められる場合、適合するようにするための必要な措置等

（容器交換時等供給設備点検）

　　　本保安機関は、点検終了後３０日以内に次の事項について、供給部門又は委託者に書面をもって

　　連絡することとする。

　　　　①容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名または名称及び住所

　　　　②容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名

　　　　③容器交換時等供給設備点検を行った年月日

　　　　④容器交換時等供給設備点検の結果

　　　　⑤技術上の基準に適合していないと認められる場合、適合するようにするための必要な措置等

（定期供給設備点検）

　　　　本保安機関は、点検終了後３０日以内に次の事項について、供給部門又は委託者に書面をもって

　　　連絡することとする。

1. 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名または名称及び住所
2. 定期供給設備点検を行った者の氏名
3. 定期供給設備点検を行った年月日
4. 定期供給設備点検の結果
5. 技術上の基準に適合していないと認められる場合、適合するようにするための必要な措置等

（定期消費設備調査）

　　　　本保安機関は、調査の終了後３０日以内に次の事項について書面をもって連絡することとする。

なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は基準に適合するようにするための

　　　必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面の写し、及び再調査実施予定時期

　　　について、供給部門又は委託者に連絡することとする。

1. 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
2. 定期消費設備調査を行った者の氏名
3. 定期消費設備調査を行った年月日
4. 定期消費設備調査の結果
5. 技術上の基準に適合していないと認められる場合、適合するようにするための必要な措置等

　（周　知）

　　　　本保安機関は、周知の終了後３０日以内に次の事項について、供給部門又は委託者に書面をもって

　　　連絡することとする。

1. 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
2. 周知を行った者の氏名
3. 周知を行った年月日
4. 周知の方法及び結果等

　（緊急時対応）

　　　１．本保安機関は、一般消費者等から災害が発生し又は発生するおそれがある場合においてその事実

を通知されたときは、供給部門又は委託者に当該事実を電話により速やかに連絡することとする｡

　　　２．本保安機関は､一般消費者等の供給設備を点検又は消費設備を調査した結果、供給部門又は委託

者による措置が必要であると判断された場合には､速やかに連絡することとする｡

　　　３．本保安機関は､一般消費者等の供給設備又は消費設備に所要の措置を行うこと等により災害の発

生に至らなかった場合にあっても、その結果を速やかに連絡することとする｡

　　　４．本保安機関は、緊急時対応業務の実施について供給部門又は委託者に書面をもって報告すること

とする｡

（緊急時連絡）

　　　１．本保安機関は、一般消費者等から災害が発生し、又は発生のおそれがある場合もしくは、その事

実が通知されたときには、委託者である液化石油ガス販売事業者事業者に、当該事実を電話によ

り速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へ連絡することとする。

　　２．本保安機関は、毎月緊急時連絡業務の実施状況について、委託者に書面をもって報告することと

する。

［保安業務資格者等の身分証明書］

1. 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し関係者からの

　　　　要求に応じ、これを提示することとする。

　［帳　簿］

　第６条　本保安機関は、保安業務の委託を受けた液化石油ガス販売店毎に規則第１３１条第２項の規定に

　　　よる帳簿を備えることとする。

２．前項の帳簿は、記載の日から２年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の

周期が２年以上の項目は、直前に実施した結果を保存することとする。

３．第１項の帳簿は、本保安機関に供給部門および委託者の要求に応じ、閲覧に供することとする。

　［報　告］

　第７条　本保安機関は、規則第１３２条第２項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過

　　　後３月以内に法第２９条第１項の認定をした滋賀県知事に報告することとする。

　　　　　①当該事業年度における法第２７条第１項の保安業務の実施状況

　　　　　②当該事業年度末における保安業務資格者及び調査員の数

　　　　　③当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数

　　　　　④当該事業年度中の役員又は規則第３３条各号に掲げる構成員の構成の変更

　［保安教育］

　第８条　本保安機関は、保安業務の水準の維持向上のため保安業務資格者その他保安業務に従事する者に

　　　対し研修等を行うこととする。

１．保安教育計画を立案し、全従事者に保安教育を行い、その実施結果を記録するものとする。

　　　２．保安業務に従事する者は、保安団体等が実施する講習会等に積極的に参加し、法令改正、事故情

報を常に把握するように努めるものとする。

　［労務規程］

　第９条　職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別途定める。

［実施細則］

　第１０条　この保安業務規程の実施に必要な事項は、別途定める。

　附　則

　　　　　　この保安業務規程は、令和　　年　　月　　日（滋賀県知事の認可日）から実施する